

令和2年度

統一的な基準による地方公会計

財務書類

播磨町

1. はじめに

現在の官公庁の会計方式は、現金の収入・支出という事実に着目して整理されており、客観性の高い予算の執行と現金収支の厳密な管理という面において優れていますが、保有している固定資産などの残高や、将来負担しなければいけない負債などのストックの情報が蓄積されず、また年度ごとの実質的なコストの把握が難しいといった、長期的かつ総合的な情報が不足していました。

平成18年6月に施行した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の資産・債務改革の一つとして「新地方公会計制度の整備」が位置付けられ、発生主義・現金主義の考えによる会計の導入を図ることが要請され、「新地方公会計制度研究会報告書」が示され、さらには「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が示されることによりすべての地方公共団体が統一的な基準による財務書類作成することを要請されております。

この要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義・複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報や、ストック情報を網羅的に公正価値で把握できるよう見直し、「統一的な基準」による財務書類を作成し、公表してまいります。

発生主義・複式簿記による財務書類を作成することにより、所有する全ての資産と負債の状況や、行政サービスに要したコストが把握でき、今後は他団体との比較を行うことで、財政状況の特徴や課題を明らかにし、それらの分析内容を充分活用して、より一層効率的な財政運営に取り組んでまいります。

2. 統一的な基準による地方公会計の財務書類とは

(1) 財務書類の体系

地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とする。

(2) 財務書類の作成単位

財務書類の作成単位は、一般会計等を基礎とし、さらに一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類とする。

(3) 会計処理

財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成する。

(4) 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

(5) 財務書類の作成範囲



3. 本町における財務書類

1. 貸借対照表

(百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	34,905	54,566	55,929
有形固定資産	31,478	49,709	50,818
事業用資産	18,248	18,248	19,314
インフラ資産	12,817	30,114	30,136
物品	412	1,346	1,366
無形固定資産	5	1,010	1,010
投資その他の資産	3,422	3,846	4,100
基金（減債・その他）	3,261	3,583	3,846
その他	161	263	254
流動資産	4,564	8,919	9,239
現金預金	945	3,946	4,269
未収金	56	205	205
基金（財政調整・その他）	3,564	4,765	4,765
その他（引当金含む）	-1	3	0
資産合計	39,470	63,485	65,169
負債の部			
固定負債	10,348	25,306	25,516
地方債	9,503	15,069	15,069
退職手当引当金	735	771	980
その他	110	9,465	9,465
流動負債	1,315	2,410	2,428
1年内償還予定地方債	927	1,568	1,568
賞与等引当金	123	135	138
その他	265	707	722
負債合計	11,663	27,717	27,944
純資産の部			
固定資産等形成分	38,470	59,331	60,695
余剰分（不足分）	-10,664	-23,563	-23,470
純資産合計	27,806	35,768	37,224
負債・純資産合計	39,470	63,485	65,169

①貸借対照表とは

貸借対照表は、地方公共団体の基準日（会計年度末）時点における資産保有状況及び財源調達状況を示した財務書類であります。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産、負債及び純資産といったストックの残高が明らかになります。

資産はインフラ資産等の将来の行政サービス提供能力を有するもの及び貸付金等の将来の資金流入をもたらすもの、負債は地方債等の将来の資金流出をもたらすもの、純資産は資産と負債の差額であり、税収等の将来の資金流出を伴わない財源等が計上されます。

貸借対照表の項目の配列については、原則として流動性配列法を採用する企業会計とは異なり、地方公共団体においては長期的な資産保有形態である固定資産の割合が高く、その財源調達についても長期的な負債である地方債の割合が高いことを重視して、固定性の高い順に配列する固定性配列法によることとしています。

②貸借対照表からみえること

本年度末の一般会計等の資産額は **394 億円**、負債額は **116 億円** となり、資産総額から負債総額を差し引いた純資産額は **278 億円** となっております。

資産のうち **314 億円（79.6%）** が有形固定資産となっております。その内訳として事業用資産が **182 億円（46.1%）**、インフラ資産が **128 億円（32.4%）** を占める形となっております。

一方負債は地方債が長期分で **95 億円**、短期分で **9 億円** と負債全体の **89.6%** を占めています。負債総額は **116 億円** で総資産に占める割合としては **29.4%（116 億円 / 394 億円 × 100%）** になりますが、総資産から換金可能性のないインフラ資産を除いた金額で算定すると **43.6%（116 億円 / 266 億円 × 100%）** と資産総額の約 **4 割** の負債を抱えていることとなります。

他方で、現在の資産に対する将来の世代と過去・現世代の負担割合は **1 : 2.39（負債 116 億 : 純資産 278 億）** となり、分析数値だけで見ると過去・現世代への負担が大きくなっていることがみてとれます。

2. 行政コスト計算書

(百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	14,620	21,701	25,677
業務費用	5,640	7,069	7,478
人件費	1,794	1,927	1,993
職員給与費	1,479	1,583	1,619
その他人件費	315	344	374
物件費等	3,749	4,847	5,113
物件費	2,495	2,831	3,042
維持補修費	163	192	205
減価償却費	1,090	1,823	1,865
その他物件費	1	1	1
その他の業務費用	96	295	371
支払利息	38	157	157
その他業務費用	58	138	214
移転費用	8,980	14,631	18,198
補助金等	6,538	12,961	16,524
社会保障給付	1,666	1,669	1,669
その他移転費用	776	1	5
経常収益	432	1,315	1,423
使用料及び手数料	144	848	857
その他経常収益	288	467	566
純経常行政コスト	14,188	20,385	24,253
臨時損失	263	281	281
臨時利益	23	29	29
純行政コスト	14,428	20,637	24,505

①行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、一会計期間における行政活動に係る費用と当該行政活動との直接的な対価性を有する使用料・手数料等の収益を対比させた財務書類となります。その差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動について税収等で賄うべきコスト（純行政コスト）が明らかになります。

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえるが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益と費用を対比して当期純利益を計算するのに対して、行政コスト計算書は前述の費用と収益を対比して純行政コストを計算する点で大きく異なるものとなります。これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないことや税収等を行政コスト計算書ではなく純資産変動計算書に計上することと関係しているが、損益計算書の収益として計上される売上高は企業が提供する財貨やサービスの直接の対価であるのに対して、税収は直接的な対価性を前提とせずに住民から徴収される財源であることによります。

②行政コスト計算書からみえること

1年間での一般会計等の行政活動に要した経常費用は **146 億円** で、経常収益は **4 億円** となっております。経常費用から経常収益を差し引いた純行政コストは **141 億円** となっております。（臨時分含む）

この純行政コストについては純資産変動計算書における財源で賄われることを示しています。

経常費用のうち、人にかかるコストは行政サービス提供の担い手である職員等の人件費で **17 億円（11.6%）** となっております。

また、物にかかるコストは業務委託や消耗品費などの経費、減価償却費等で **37 億円（25.3%）** となっております。

その他、移転支出のコストとして補助金等や社会保障関係等の扶助費があり **89 億円（60.9%）** となっております。

令和2年度は特別定額給付金等含む、コロナ関連の補助金等の支出が約38億円増加していることから、経常費用及び移転支出のコストが増加しております。

3. 純資産変動計算書

(百万円)

一般会計等 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	28,669	38,527	-9,858
純行政コスト (△)	-14,428		-14,428
財源	13,565		13,565
税収等	7,354		7,354
国県等補助金	6,210		6,210
本年度差額	-863		-863
固定資産等の変動 (内部変動)		-57	57
有形固定資産等の増加		1,900	-1,900
有形固定資産等の減少		-1,354	1,354
貸付金・基金等の増加		776	-776
貸付金・基金等の減少		-1,380	1,380
その他			
本年度純資産変動額	-863	-57	-806
本年度末純資産残高	27,806	38,470	-10,664

全会計 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	36,245	59,555	-23,310
純行政コスト	-20,637		-20,367
財源	19,997		19,997
税収等	10,299		10,299
国県等補助金	9,698		9,698
本年度差額	-640		-640
固定資産等の変動 (内部変動)		-223	223
有形固定資産等の増加		2,447	-2,447
有形固定資産等の減少		-2,102	2,102
貸付金・基金等の増加		943	-943
貸付金・基金等の減少		-1,511	1,511
その他	163		163
本年度純資産変動額	-476	-223	-253
本年度末純資産残高	35,768	59,331	-23,563

連結会計 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	37,454	60,709	-23,254
純行政コスト	-24,505		-24,505
財源	24,058		24,058
税収等	12,817		12,817
国県等補助金	11,241		11,241
本年度差額	-446		-446
固定資産等の変動 (内部変動)		-82	82
有形固定資産等の増加		2,509	-2,509
有形固定資産等の減少		-2,145	2,145
貸付金・基金等の増加		1,096	-1,096
貸付金・基金等の減少		-1,542	1,542
その他	216	68	148
本年度純資産変動額	-229	-14	-215
本年度末純資産残高	37,224	60,695	-23,470

①純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表上の純資産が一会計期間においてどのように変動したかを示す財務書類となります。

純資産変動計算書においては、行政コスト計算書で算出された純行政コストが純資産の減少要因として計上され、税金等や国県等補助金といった財源が純資産の増加要因として計上されることなどを通じて、一会計期間の純資産総額の変動が明らかにされます。

純資産総額は、固定資産等形成分及び余剰分（不足分）に分類されるが、これは、純資産がどのような資産形成等に用いられているかを明らかにするものとなります。

純資産変動計算書は、企業会計における株主資本等変動計算書に対応するものといえるが、株主資本等変動計算書では資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では純資産の財源の充当先による区分が重視される点が異なります。

②純資産変動計算書からみえること

本年度の一般会計等における純資産は **8.6 億円減少**したことがわかります。要因は財源の調達として税金 **73.5 億円**と国や県からの補助金収入 **62.1 億円**の合計 **135.6 億円**を行い、その調達した財源を使用して、前述の行政コスト **144.2 億円**に充当しているため、余剰分（本年度差額）が **8 億円減少**した形となっております。

ただ、その他の財源として、行政コストに含まれる有形固定資産等の減少（減価償却・除売却）が **13 億円**と基金等の減少（取崩し）が **13 億円**あり、上記減少した **8 億円**の財源と併せて使用可能な財源といえます。

上記財源をもとに、有形固定資産の増加（新規取得）が **19 億円**及び基金等の増加（繰入）が **7 億円**の財源を使用しています。

令和 2 年度はコロナ関連の補助金等が約 38 億円増加しており、前述の純行政コストの移転支出の財源として使用しております。

4. 資金収支計算書

(百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	13,670	19,930	23,859
業務費用支出	4,614	5,217	5,579
人件費支出	1,779	1,910	1,975
物件費等支出	2,743	3,084	3,305
支払利息支出	38	157	157
その他の支出	52	65	141
移転費用支出	9,056	14,713	18,280
業務収入	13,852	13,043	24,873
臨時支出	0	1	1
臨時収入	0	1	1
業務活動収支	181	839	1,006
投資活動収支			
投資活動支出	2,664	3,743	3,839
公共施設等整備費支出	1,900	2,814	2,876
基金積立金支出	709	873	907
その他投資活動支出	55	55	55
投資活動収入	1,536	2,047	2,135
国県等補助金収入	132	379	435
基金取崩収入	1,324	1,440	1,472
その他投資活動収入	78	228	228
投資活動収支	-1,128	-1,695	-1,703
財務活動収支			
財務活動支出	852	1,497	1,497
地方債償還支出	852	1,497	1,497
その他財務活動支出	0	0	0
財務活動収入	2,016	2,312	2,312
地方債発行収入	2,016	2,312	2,312
その他財務活動収入	0	0	0
財務活動収支	1,163	815	815
本年度資金収支額	216	-40	117
前年度末資金残高	531	3,789	3,952
本年度末資金残高	747	3,748	4,071
本年度末現金預金残高(歳計外含む)	945	3,946	4,269

①資金収支計算書とは

資金収支計算書は、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支に分けて示した財務書類となります。

現金収支は歳入歳出決算書においても明らかにされるが、資金収支計算書においては、資金の流れが業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支に分けて記載されることで資金の増減要因が明らかになるのが特徴であります。

業務活動収支が対象とする支出は基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する行政活動に係る費用のうち資産形成を伴わないものを現金主義で捉え直したものであり、収入は税金等や（業務活動に係る）国県等補助金、使用料及び手数料等を計上するものとなります。地方公共団体においては、資産形成を伴わない行政活動の他にもインフラ資産の形成等が行われるため、業務活動収支は黒字となるのが通常であります。

業務活動収支以外には、公共施設等の整備、基金の積立・取崩等に関する投資活動収支及び地方債の償還・発行等に関する財務活動収支に区分することとなっており、支払利息支出を除く業務活動収支及び投資活動収支の合算により基礎的財政収支（プライマリーバランス）を明らかにすることができます。

②資金収支計算書からみえること

業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支に分かれていますが、このうち、業務活動収支は **1.8 億円** のプラスであります。投資活動収支においては **11.2 億円** のマイナスとなります。業務活動収支の内訳として支払利息支出が **0.3 億円** あるため、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の金額は **9.1 億円** のマイナス（業務活動収入+支払利息支出+投資活動収支）となります。

他方で、財務活動収支は **11.6 億円** のプラスとなっており、その内訳としては地方債発行収入が **20.1 億円** に対して地方債の償還支出が **8.5 億円** となっており、負債の負担が増えていることを示しています。